

提案仕様書

I 業務概要

1 業務名

(仮称)旧市立図書館跡地地域交流センター建設設計業務委託(以下「本業務」という。)

2 業務目的

本業務は、長年、市立図書館として多くの市民に親しまれてきたこの場所の魅力を高めることを目的に、旧市立図書館解体及び新設(地域交流センター)に係る設計業務を委託するものである。

なお、業務に当たっては、「明石公園旧市立図書館跡地利活用計画」に定めた事項を基本とし、発注者や兵庫県等の関係機関と連携・協議の上、進めることとする。

3 業務仕様

この提案仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書(最新版)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)による。ただし、当該共通仕様書に記載のうち、「調査職員」とあるのは、「担当職員」と読み替える。

4 施設概要

施設名称：(仮称)旧市立図書館跡地地域交流センター

施設の場所：明石市明石公園1-27

用途：集会所、コミュニティーセンター

5 設計と条件

(1) 敷地の条件

敷地面積：4,860 m²(旧市立図書館として県から設置許可を受けた面積)

※本業務で敷地測量調査を実施し、県と協議の上、確定予定。

用途地域：第一種中高層住居専用地域 建蔽率：60% 容積率：200%

その他：準防火地域、都市機能誘導区域、広域公園(都市公園法)

※現在の敷地、配置図等は、明石市ホームページに公開しています。

(2) 施設の条件

新築施設の規模、構造及び官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(平成25年3月29日国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号)による耐震安全性の分類は、次のとおりとする。

延べ面積	構造	階数	耐震安全性の分類
約800 m ²	基本設計により決定	平屋建てを基本とし、基本設計により決定	構造体 II類 非構造部材 B類 建築設備 乙類

(3) 建設条件

ア 工事費

7.6 億円（税込）

※利活用計画策定時の概算（外構等の附帯工事を含む。旧市立図書館の解体費は除く。）

イ 工事期間

解体工事約 8 か月、建設工事約 12 か月を想定

※詳細は本業務で検討すること。検討に当たっては、以下のとおり、新施設を 2027 年度中に供用開始するスケジュールであることに留意すること。

《事業スケジュール》

	2025年度（R7年度）			2026年度（R8年度）			2027年度（R9年度）		
解体		解体設計		解体工事 （設計により工期決定）					
基本設計		★ 基本設計 ★							
実施設計				実施設計					
建設工事						建設工事（設計により工期決定） 2027年度中に供用開始予定			

★ワークショップ（2025年6月10日時点の予定）

(4) 設計条件

ア 設計期間

契約締結日の翌日から 2026 年(令和 8 年) 9 月 30 日まで

解体実施設計:契約締結日の翌日から 2025 年(令和 7 年)11 月 30 日まで

基本設計:契約締結日の翌日から 2026 年(令和 8 年) 1 月 31 日まで

実施設計:基本設計完了日から 2026 年(令和 8 年) 9 月 30 日まで

イ 管理技術者の資格要件

管理技術者（業務を管理及び総括する責任者）は、一級建築士（建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士をいう。以下同じ。）とする。

ウ 主任技術者の配置及び資格要件

意匠担当、構造担当、電気設備担当及び機械設備担当の主任技術者（管理技術者の下で各分野における担当技術者を総括し、2 週間に 1 回程度開催する発注者との定例的な打合せに出席する者）を配置する。

意匠担当主任技術者及び構造担当主任技術者は一級建築士とし、電気設備担当及び機械設備担当主任技術者は建築設備士（建築士法施行規則（昭和 25 年建設省令第 38 号）第 17 条の 18 に規定する建築設備士をいう。）又は設備設計一級建築士（建築士法第 10 条の 2 の 2 第 4 項に規定する設備設計一級建築士をいう。）とする。

エ 業務履行体制

管理技術者、各担当の主任技術者及び技術者は、本業務を受託した事業者（以下「受託者」という。）に所属していること。

管理技術者、意匠担当主任技術者、構造担当主任技術者はそれぞれ1名以上とする。電気設備担当主任技術者と機械設備担当主任技術者は、兼任可とする。

なお、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならないものとする。

(5) 適用基準

本業務の実施に当たっては、次の基準、その他の関連要綱・各種基準等の最新版を参照すること。

<建築>

- ①公共建築協会「建築工事設計図書作成基準及び参考資料」
- ②国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築設計基準」
- ③公共建築協会「構内舗装・排水設計基準及び参考資料」
- ④公共建築協会「建築工事標準詳細図」
- ⑤公共建築協会「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」
- ⑥公共建築協会「建築工事監理指針」
- ⑦公共建築協会「建築構造設計基準及び参考資料」
- ⑧日本建築学会「各種構造計算規準・同解説」
- ⑨公共建築協会「擁壁設計標準図」
- ⑩建築保全センター「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」
- ⑪建築保全センター「建築改修工事監理指針」
- ⑫国土交通省大臣官房官庁営繕部「敷地調査共通仕様書」
- ⑬公共建築協会「建築物解体工事共通仕様書・同解説」

<設備>

- ①公共建築協会「建築設備計画基準」
- ②公共建築協会「建築設備設計基準」
- ③公共建築協会「建築設備設計計算書作成の手引」
- ④公共建築協会「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」
- ⑤公共建築協会「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）」
- ⑥公共建築協会「電気設備工事監理指針」
- ⑦建築保全センター「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」
- ⑧公共建築協会「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」
- ⑨公共建築協会「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）」
- ⑩公共建築協会「機械設備工事監理指針」
- ⑪建築保全センター「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」
- ⑫日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」
- ⑬日本建築センター「建築設備設計・施工上の運用指針」

<積算>

- ①建築コスト管理システム研究所「建築数量積算基準・同解説」
- ②建築コスト管理システム研究所「公共建築工事積算基準」
- ③建築コスト管理システム研究所「公共建築工事積算基準の解説」

<その他（共通）>

- ①国土交通省大臣官房官庁営繕部「官庁営繕事業における BIM モデルの作成及び利用に関するガイドライン」
- ②国土交通省住宅局「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」
- ③国土交通省大臣官房官庁営繕部「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」

(6) 適用法令

本業務の実施に当たっては、次の関係法令、関連施行令・施行規則等の最新版を遵守すること。

- ①建築基準法
- ②都市計画法
- ③都市公園法
- ④道路法
- ⑤消防法
- ⑥水道法
- ⑦下水道法
- ⑧水質汚濁防止法
- ⑨廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑩大気汚染防止法
- ⑪騒音規制法
- ⑫振動規制法
- ⑬建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- ⑭各種の建築関係資格法・業法・労働関係法及び関連施行令・施行規則
- ⑮高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）
- ⑯エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）
- ⑰建築物のエネルギーの消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）
- ⑱都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）
- ⑲駐車場法
- ⑳航空法
- ㉑ガス事業法
- ㉒電波管理法
- ㉓公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）
- ㉔土壌汚染対策法
- ㉕建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ㉖兵庫県建築基準条例
- ㉗兵庫県環境の保全と創造に関する条例
- ㉘兵庫県福祉のまちづくり条例及び施行規則
- ㉙兵庫県の各種関連条例及び施行規則
- ㉚明石市建築基準法施行細則
- ㉛明石市公的開発指導要綱
- ㉜明石市都市景観条例

6 業務内容

- (1) (仮称)旧市立図書館跡地地域交流センター建設に係る基本設計業務(建築工事、電気・機械・昇降機等設備工事、屋外附帯工事、その他附帯工事の設計及び積算)
 - ①設計条件等の整理
 - ・条件整理
 - ・設計条件の変更等の場合の協議
 - ②法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
 - ・法令上の諸条件の調査
 - ・計画通知等の申請に係る関係機関との打合せ
 - ③上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ
 - ④基本設計方針の策定
 - ・総合検討
 - ・基本設計方針の策定
 - ⑤基本設計に関する成果図書の作成
 - ⑥概算工事費の報告(概算工事費の報告時期は担当職員の指示による)
- (2) (仮称)旧市立図書館跡地地域交流センター建設に係る実施設計業務(建築工事、電気・機械・昇降機等設備工事、屋外附帯工事、その他附帯工事の設計及び積算)
 - ①要求の確認
 - ・明石市政策局プロジェクト推進室(以下「担当部局」という。)の要求等の確認
 - ・設計条件の変更等の場合の協議
 - ②法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
 - ・法令上の諸条件の調査
 - ・計画通知等の申請に係る関係機関との打合せ
 - ③実施設計方針の策定
 - ・総合検討
 - ・実施設計のための基本事項の確定
 - ・実施設計方針の策定
 - ④実施設計に関する成果図書の作成
 - ・実施設計に関する成果図書の作成
 - ・計画通知等の申請図書の作成
 - ⑤積算業務(営繕積算システム RIBC2 を使用すること。)
- (3) 旧市立図書館解体に係る実施設計業務(基礎、杭、設備等を含む解体設計及び積算、旧市立図書館解体後の県立図書館復旧・修復設計、県立図書館の法適合確認業務)
 - ①要求の確認

- ・明石市政策局プロジェクト推進室（以下「担当部局」という。）の要求等の確認
- ・設計条件の変更等の場合の協議

②法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ

- ・法令上の諸条件の調査
- ・計画通知等の申請に係る関係機関との打合せ

③実施設計方針の策定

- ・総合検討
- ・実施設計のための基本事項の確定
- ・実施設計方針の策定

④実施設計に関する成果図書の作成

- ・実施設計に関する成果図書の作成
- ・計画通知等の申請図書の作成

⑤積算業務（営繕積算システム RIBC2 を使用すること。）

※アスベスト調査については別発注で実施し、調査結果を設計業務着手時に貸与します。

(4) (1)～(3)に係る各種調査・検討及び申請手続業務

①敷地、既存建物、工作物及び立木の調査並びに敷地内を含む敷地周囲の給排水設備、電気設備、機械設備及びインフラ関連に関する調査（県立図書館（旧市立図書館解体に伴う影響範囲）の調査を含む）

②諸官庁、関係機関等との協議

③建築工事に伴う各種届出等の申請手続業務（計画通知申請、構造計算適合性判定申請、建築物エネルギー消費性能適合性判定申請、建築物環境評価制度（CASBEE）の届出（Aランク以上）、ZEB 認証取得（ZEB Ready 以上）、都市公園法第 5 条に係る公園施設設置許可、都市公園法第 6 条に係る公園施設以外の占用の許可、その他関係法令等により必要となる申請・届出・受領（計画内容により、都市計画法第 34 条の 2 の協議が必要な場合あり））

④敷地測量（県立図書館敷地を含む約 16,300 m²）

⑤土質調査

(5) その他、本設計に必要となる一切の業務

①完成設計図書の説明及び報告

②工程計画の作成

③パースの作成（外観 4 面（アイレベル 3 面、鳥瞰 1 面）、内観 6 面。作成後に計画内容の変更があった場合は修正作業を行うこと。各提出仕様は協議による。）

④造作家具の設計及び積算

⑤多目的（音楽）ホールを吹奏楽の演奏に利用するための音響設計（室内音響の残響時間の検討、ホール音響シミュレーション、県立図書館に対する遮音性能の検討）

- ⑥関係機関協議用資料の作成（表紙、建物概要、位置図、配置図、平面図、立面図、断面図、電気・機械設備図（系統図、結線図、機器表、平面図、イメージ図等）及び担当職員が指示する図面等の資料（CAD データを含む。））
- ⑦市民説明用資料及びワークショップ等の資料・イメージパース・模型（1/100 程度、白模型）の作成並びにワークショップへの出席（期間内に3回程度を想定）
- ⑧補助金申請等の補助（会計検査時の立会いを含む。）
- ⑨建築後の維持保全計画の策定
- ⑩PUBDIS の登録

II 設計方針

1 共通事項

- ①建設場所の特性を考慮し、建築計画、構造計画、設備計画等は、明石公園内の地域交流センターとして必要となる機能を有する施設とすること。
- ②設計に当たっては、「明石公園旧市立図書館跡地利活用計画」で定めた事項を実現するための具体的な必要機能を「明石公園旧市立図書館跡地利活用計画 P18 の5事業計画」に記載の工事費の範囲内で検討、整理すること。
- ③I 業務概要 5(5)適用基準によらず、新工法等の特殊な工法、材料、製品等を採用する場合は、受託者が当該性能、機能等を満たすことを証明し、担当部局の承諾を得ること。
- ④本業務に係る「質問及び回答」「技術提案書」「プレゼンテーション・ヒアリング審査における説明及び質疑」を踏まえ、提案内容の採否について、担当職員と協議の上、設計に当たること。

2 諸室等の設計方針

想定諸室等の床面積、フロア配置イメージ及び設計における留意事項は次のとおりとする。

想定床面積及びフロア配置イメージは本業務に係る「技術提案書」作成の参考として示すものです。

提案に当たっては、自然の中で心地よく過ごせる居場所として機能し、明石公園の様々な活動を支援する多目的な施設となるよう十分検討すること。

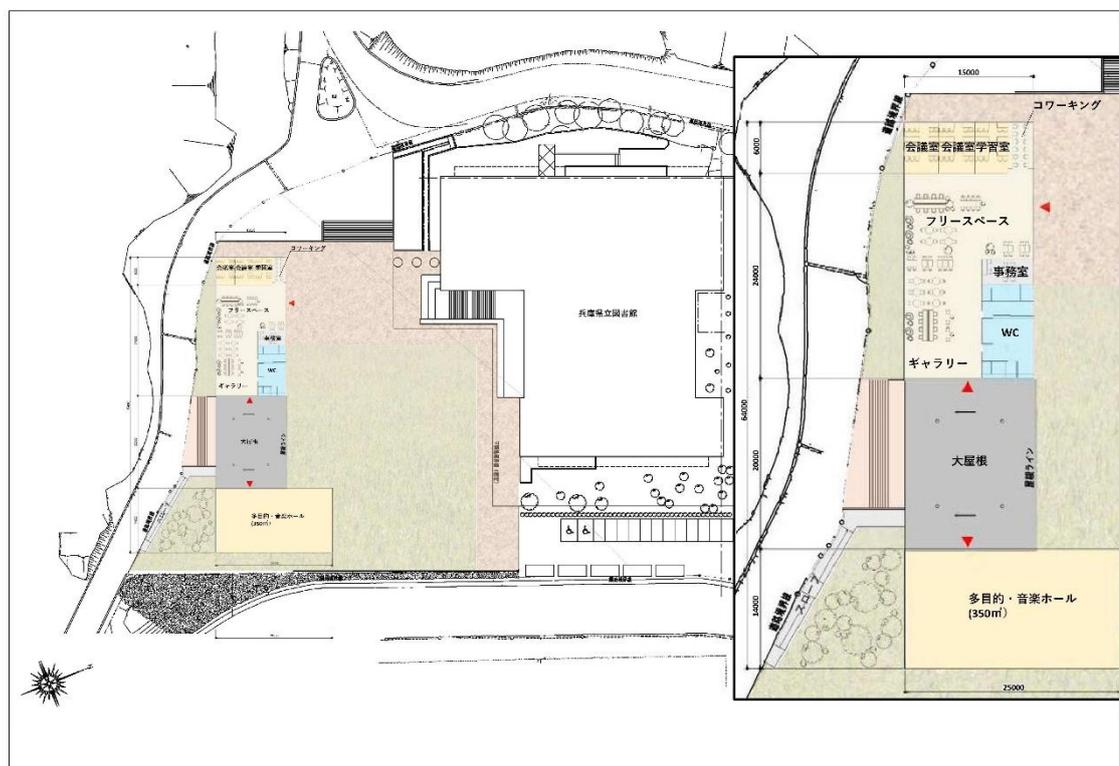
建物配置、フロア構成、床面積等の変更を提案する場合は、変更内容も含めて「技術提案書」に記載すること。

なお、提案のあった内容の採否は、基本設計において本市担当職員と協議の上、決定する。

(1) 想定諸室等の床面積（参考）

区分		諸室等	想定床面積
屋内	集会場・ホール	多目的（音楽）ホール	350 m ²
	交流	フリースペース	180 m ²
		会議室	50 m ²
		コワーキングスペース	20 m ²
		ギャラリー	10 m ²
	教育	学習室	40 m ²
	管理	事務室	20 m ²
	その他	上記以外の共用部等	130 m ²
床面積合計（大屋根部分は除く）			800 m ²
屋外	屋外空間（広場）	大屋根	4,055 m ²
		ベンチ	
		休憩施設	
		防災施設等	

(2) フロア配置イメージ（参考）



※上記(1)想定諸室等の床面積（参考）及び(2)フロア配置イメージ（参考）は、あくまでも一例であり、本業務に係る提案内容を拘束するものではありません。

(3) 提案における留意事項

ア 共通事項

- ・ユニバーサルデザインに配慮し、すべての利用者が安全に利用できる計画とすること。
- ・施設内で利用できる公共ネットワーク（無料Wi-Fi）を整備すること。
- ・机や椅子を多めに配置する計画とし、滞在型のくつろげる空間とすること。
- ・県立図書館や広場との一体性を考慮した計画とすること。
- ・県立図書館利用者に対して、多目的（音楽）ホールやイベント時等の騒音に配慮した計画とすること。

イ 屋内

《集会場・ホール》

【多目的（音楽）ホール】

- ・中学校、高等学校等の吹奏楽の演奏会が可能となる計画とすること（残響時間とホール音響周波数特性等の検討を含む）。
- ・平土間（350 m²以上）とし、無柱空間とすること。
- ・常設の舞台やステージの設置は不要とする。
- ・ホールとして利用しない時は、バレーボール、バドミントン、バスケットボール等のコートとして利用可能となるよう内装、天井高等に配慮すること。
- ・市民交流の場（飲食や談話）としても利用できるよう配慮すること。
- ・県立図書館に音や振動の影響が生じないように計画すること。
- ・ガラス等を使用し、自然の中に溶け込むホールとなるよう計画すること。
- ・屋外空間と一体的に利用可能となるよう計画すること。
- ・備品等の収納スペースを設けること。

《交流》

【フリースペース】

- ・エントランスロビーを含めて一体的に利用できる交流スペースを計画すること。
- ・各種イベントや集会等の多目的な用途で利用可能な計画とすること。
- ・利用形態によって分割使用が可能な計画とすること。
- ・屋外空間（広場）との連続性に配慮し、一体的に利用可能な部分を計画すること。

【会議室】

- ・会議室は、24人程度利用が見込まれる会議室を2室以上計画すること。
- ・移動間仕切りで会議室同士を区切り、利用形態に応じて2室使用が可能な計画とすること。
- ・室外に音や振動の影響がでないよう計画すること。

【コワーキングスペース】

- ・個人用の席を計画すること。

- ・各座席にコンセントを設置すること。

【ギャラリー】

- ・作品を展示できるように、壁面にピクチャーレール等を計画すること。

《教育》

【学習室】

- ・複数人が座ることができるテーブル席、仕切り板を設置した個人用席を計画すること。

《管理》

【事務室】

- ・想定職員数は5人として計画すること。
- ・事務室内にミーティングスペースを計画すること。
- ・必要に応じて、更衣室、給湯室、書庫・倉庫等を計画すること。

《その他諸室》

【トイレ】

- ・男性用トイレ、女性用トイレ及び多機能トイレを計画すること。
- ・性的マイノリティ（LGBTQ+）等に配慮したトイレの設置について、検討すること。
- ・ベビーケアルームを計画すること。
- ・多目的（音楽）ホールでの公演時の利用想定数を考慮し計画すること。

ウ 屋外

《屋外空間（広場）》

【大屋根】

- ・夏季や雨天時でも快適に過ごせるよう、200 m²以上の庇や大屋根を設置すること。
- ・風雨の吹き込みを軽減する構造とし、採光・通風を適切に確保すること。

【その他】

- ・遠足等の利用に配慮し、お弁当等の飲食が可能な空間を計画すること。
ベンチやテーブルを設置し、来園者が弁当等の軽食を楽しめるスペースを設けること。
ベンチやテーブルは、清掃性と耐候性に優れた素材を使用すること。
- ・自然と調和する計画とすること。
植栽や自然素材を用いて、周囲の自然環境と一体感を持たせる計画とすること。
周辺の緑地と視覚的・空間的に連続性を持たせる計画とすること。
- ・多目的利用を計画すること。
飲食だけでなく、ワークショップやイベント等にも対応できる計画とすること。
- ・遊具、バスケットゴール、ドッグラン等の設置可能性について検討すること。
設置可能な場合は、市と協議の上、必要な施設の設計を行うこと。

エ その他

【外構（駐車場・駐輪場・外部動線）計画】

- ・施設利用者の駐車場は、県立図書館利用者にも配慮し、関連基準に基づき必要な駐車台数を確保すること。
- ・施設利用者の駐輪場は、関連基準に基づき必要な台数を確保すること。
- ・敷地内の動線は、段差無く安全にエントランスまでアクセスできるよう計画すること。

【構造計画】

- ・構造は、基本設計において工期、コスト等を含めて比較検討の上、決定すること。
- ・基礎構造は、良質な地盤に支持させることとし、大地震時の液状化を含め、不同沈下等により建築物に支障を与えない基礎形式及び工法を比較検討の上、決定すること。
- ・大地震時に損傷等により上部構造の機能確保に有害な影響を与えないものとする。

【環境・設備計画】

- ・明石公園の自然と調和できる施設となるよう工夫すること。
- ・高断熱化や高効率機器の導入、再生可能エネルギーの活用など、地球環境に配慮した計画とし、ZEB Readyの認証を取得すること。
- ・環境負荷の低減を図るための設備等は、保守、維持管理などのランニングコストに配慮したものとする。
- ・内装材や什器備品は、積極的に木材利用を図ること。

【地震等の災害時対応】

- ・施設内は一時的な避難・滞留が可能な計画とすること。
- ・照明・空調等の非常用電源（太陽光発電＋蓄電池等）の導入を検討すること。
- ・簡易トイレや水道設備との連携が可能な配置計画とすること。
- ・非常時に集団での飲食・休憩・情報共有が可能な広さ・動線を確保すること。

Ⅲ 要求成果図書

1 基本設計に関する成果図書

項目	書類名称
(1)総合 (建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計を取りまとめる設計)	①計画説明書（設計主旨及び計画概要に関する記載を含む。） ②設計概要書（仕様概要及び計画図に関する記載を含む。） ③仕上表 ④面積表及び求積図 ⑤敷地案内図 ⑥配置図、平面図（各階）、断面図、立面図（PDF 及び CAD データ） ⑦イメージパース（内観3面、外観3面） ⑧工事費概算書（概算数量を算出し、単価を掛け合わせて積算） ⑨打合せ記録・比較検討・根拠資料等 ⑩その他発注者からの作成指示資料
(2)構造 (建築物の構造に関する設計)	①構造計画説明書 ②構造計画概要書 ③工事費概算書（概算数量を算出し、単価を掛け合わせて積算） ④その他発注者からの作成指示資料
(3)設備 (建築物の設備に関する設計)	①設備計画説明書 ②設備設計概要書 ③工事費概算書（概算数量を算出し、単価を掛け合わせて積算） ④各種技術資料（比較検討資料、主要設備選定資料等） ⑤その他担当部局からの作成指示資料

※担当職員の指摘事項の修正が完成したものを 2026 年(令和 8 年)1 月 31 日までに紙文書（A4 ファイル綴じ）2 部とデータ（CD-ROM）1 部を提出すること。

※(1)②設計概要書（基本設計（素案））は 2025 年(令和 7 年)11 月 20 日までに提出すること。

※建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合は、担当職員の了解を得ること。

2 実施設計に関する成果図書

項目	書類名称	提出部数
(1)設計図	①設計原図（白焼き・押印）	1式（A1 又は A2）
	②CAD データ（dwg, JWW データ）	1式（CD-ROM）
(2)計算書	①各種計算書	1式（CD-ROM）
(3)積算	①積算計算書及び集計表	1式（CD-ROM）
	②積算図面	1式（CD-ROM）
	③3社見積書及び見積比較表	1式（A4）
(4)内訳書及び 代価表	①内訳明細書	1式（CD-ROM）
	②代価表	1式（CD-ROM）
	③内訳明細書データ	1式（CD-ROM）
(5)決裁及び入 札用図書	①決裁用設計図（設計原図を A3 で白焼したもの）	1部（A4 ファイル） 1式（CD-ROM）
	②入札用設計図スキャンデータ（設計原図を PDF データ化したもの）	
(6)監理用図書	①二つ折り製本	1部（A1 又は A2）
	②縮小二つ折り製本（製本の合冊・分冊は協議による）	3部（A3） 1部（CD-ROM）
	③構造計算書製本	1式（CD-ROM）
	④構造計算プログラム入力データ	
(7)その他	①打合せ記録	1式（CD-ROM）
	②材料・工法等検討書	1式（CD-ROM）
	③申請、届出及び許認可書	1式（CD-ROM）
	④その他調査・指示事項記録	1式（CD-ROM）
	⑤申請関係データ（書類・図面等）	1式（CD-ROM）
	⑥I 業務概要 6 業務内容の成果品	1式（CD-ROM）
	⑦その他担当部局からの作成指示資料	1式（CD-ROM）

※担当職員の指摘事項の修正が完成したものを委託期限（2026年(令和8年)9月30日）までに提出すること。

IV その他特記事項

- 1 設計図は、JWW・DWG形式のCADデータ及びPDFに変換したデータを提出すること。JW_CAD及びAutoCAD以外のCADソフトを使用する場合、JWW形式・DWG形式に変換し、文字化けや文字のずれ等を修正し提出すること。CAD使用の際の線種、線の太さ、レイヤの設定等については担当職員の指示によること。
- 2 積算図面、積算数量及び内訳明細書は、相互間の整合確認を行い、マーカー等にてチェックされたものを成果物として提出すること。
- 3 本業務の実施に当たっては、関係官庁、関係機関等と十分協議し、その結果を担当職員に報告の上、設計に反映すること。
- 4 敷地、建物等の現場調査を行う場合は、必ず事前に担当職員まで連絡し、原則立会いのもと現場調査を行うこと。架空配線、地下埋設物、配管等の現場調査を行う場合は、事前に既存図面を確認の上、現地調査を行うこと（工事時作業エリアや動線等も考慮のこと。）。
- 5 本市が所有する本業務に関する資料は貸与する。貸与する際、借用書を必ず提出のこと。
- 6 関係法令等に基づく協議、書類提出等に要する費用（申請手数料等）は、本業務に含む。
- 7 原則、解体工事部分以外の設計図には、第二原図の使用は認めない。
- 8 原則として、特定のメーカー及び商品名を設計図書に記載してはならない。
- 9 設計従事者は、設計内容や資料等について、第三者に漏らしてはならない。
- 10 成果図書の著作権は当該成果図書の引渡時に発注者に無償で譲渡するものとし、成果図書の所有権はすべて明石市に帰属するものとし、その内容を第三者へ公表してはならない。
- 11 設計完了後も設計の不備、不整合、杭施工時における杭芯ずれに伴う設計の変更が生じた等の場合は、原則、無償で設計図書、構造計算等の作成を行い資料提供すること。さらに、設計思想の伝達及び情報共有の必要があると認め、発注者（工事監理者）・設計者・工事受注者による三者会議を実施する場合は、無償で要請に応じること。
- 12 実施設計の業務である計画通知申請前に申請図書一式を作成し、担当職員の事前の確認を受け、委託期限までに計画通知の確認済証の交付が得られるように業務を行うこと。事前確認日程は、担当職員と協議の上、決定すること。
- 13 打合せ記録（電話、電子メール等の内容を含む。）は、打合せ日から1週間以内に提出すること。月間工程表については、当月の実施工程表及び翌月の工程表を毎月末までに提出し、担当職員に内容説明を行うこと。
- 14 業務完了後に以下について担当部局の要請があった場合、受託者はこれに協力すること。
 - ①工事着手前の現場説明の実施
 - ②解体工事及び建設工事の質疑回答書の作成
 - ③設計図書に疑義が生じた場合又は設計変更の必要が生じた場合
 - ④会計検査等への立ち会い